

令和6年度 西粟倉村 TAKIBI プログラム

参画事業者 募集要項

令和6年10月7日

西粟倉村

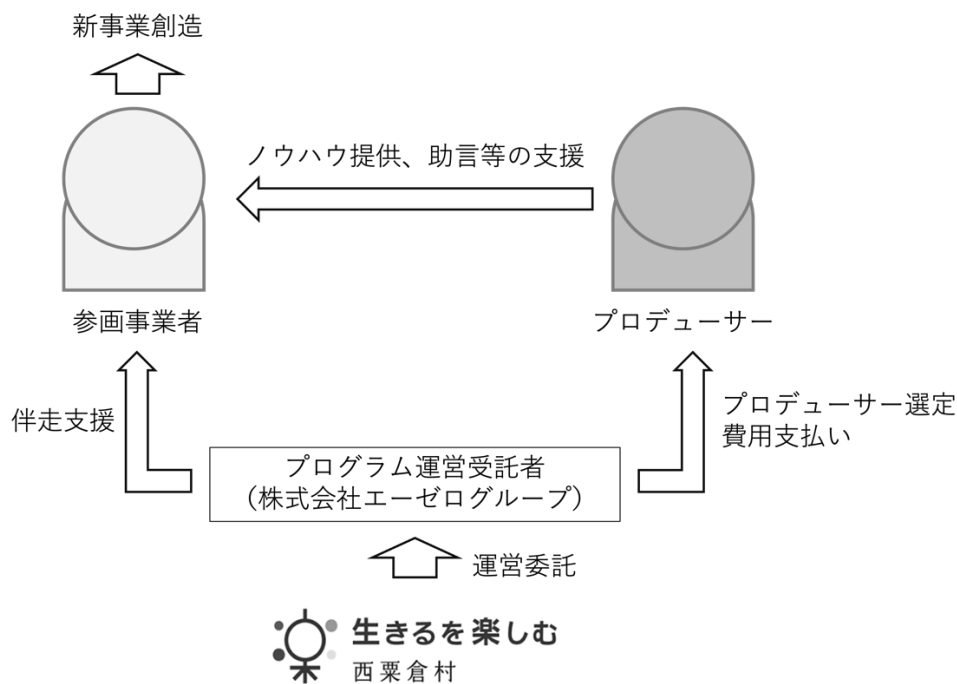
1. 概要

(1) 目的

西栗倉村 TAKIBI プログラム（以下、本プログラム）は、村の「願い」を起点にビジネステーマを設定し、類似のビジネスに関する知見を持つ村外事業者（以下、プロデューサー）による支援や、村内事業者とプロデューサーとの価値共創によって、売上規模1億円、雇用10名程度に規模拡大が可能なビジネスを創出することを目的とする。

(2) 趣旨

本プログラム参画事業者は、プロデューサーとの共創または、プロデューサーからの支援を受けつつ、村の「願い」を起点とした規模拡大可能な事業に取り組もうとする村内事業者で、新規事業を創造におけるプロデューサーに係る費用を本プログラムとして支出することで、当該事業の成長を加速させることを企図する。



(3) 費用支出

プロデューサーにかかる費用の支出については以下のとおりとする。

支出期間	令和6年11月から令和7年2月、令和7年4月から令和8年2月の最大15か月 ※令和7年3月分の支出は認められない ※令和7年4月から令和8年2月の支出期間については、令和7年度の予算承認を経て確定する
支出金額	一プロジェクトあたり月額20万円（消費税を含む）を上限とする 一括契約の場合、令和6年度は最大80万円（契約期間4か月）、令和7

	年度は最大 110 万円（契約期間 11 か月）を上限とする
支出項目	プロデューサーへの委託費、プロデューサー旅費、研修費（プロデューサーが実施する場合に限る）等
契約	本プログラムの運営受託者（株式会社エーゼログループ）とプロデューサーの間で業務委託契約を締結する

2. 西栗倉村 TAKIBI プログラム参画事業者応募資格

次の項目の全てに該当する事業者が応募資格を有するものとする。

- (1) 西栗倉村内に事業所を有する法人（届け出・登記必須）または個人事業主であること
- (2) 3 年後に売上規模 2,000 万円程度、最終的には売上規模 1 億以上の事業を構築する意欲と人的資源、資産を有していること（創業 2 年以内の法人・個人事業主は人的資源、資産を確保できる見込みを示せること）
- (3) 市町村税及び国民健康保険税に滞納がないこと
- (4) 公序良俗に反する、又はそのおそれがある事業、若しくは、公的な資金の使途として社会通念上、不適切である判断される事業、公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条に規定する風俗営業など）に該当しないこと
- (5) 未成年者、成年被後見人及び被保佐人でないこと
- (6) 事業計画に掲げる事業に関して、法令等違反処分を受けていないこと
- (7) 応募者又は法人の役員が、暴力団等反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと（反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外とする）
- (8) 訴訟や法令順守上の問題を抱えている者でないこと
- (9) 金融機関等からの融資等に係る債務の不履行がないこと

※ 上記に関する証明書、誓約書を提出する場合がある。

※ 申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合がある。

3. 採択までの流れ

(1) 日程

募集要項公開・募集開始	令和 6 年 10 月 7 日（月）	役場ホームページにて公開
応募書類提出締切	令和 6 年 10 月 31 日（木）	
審査会	令和 6 年 11 月 8 日（金） 13:00～17:00	一社 30 分程度 プレゼンテーション 10 分 質疑応答 20 分
審査結果発表	令和 6 年 11 月 11 日（月）	電子メールにて個別に連絡

(2) 応募書類

書類	法人	個人
①応募申請書（様式第1）	○	○
②企画書（様式第2）	○	○
③履歴事項全部証明書 （登記簿謄本）（写）	○	—
④損益計算書（直近2年間分）	○	—
⑤貸借対照表（直近2年間分）	○	—
⑥色申告書（写）（直近年2年間分） ・所得税青色申告決算書 ・確定申告書（B）	—	○

※ 創業2年以内の法人・個人事業主は④、⑤、⑥については創業以降のものを提出

4. 提出

(1) 提出方法

応募書類を電子メールにて提出（ファイル形式：MS Word または PDF）。

(2) 提出先

西粟倉村役場 産業観光課（担当：桂田）

Mail : k-katsurada@vill.nishiwakura.lg.jp

5. 留意事項

- (1) 本プログラムは、参画事業者に対して直接補助や助成を行うものではなく、プロデューサーとの事業共創やプロデューサーによる事業支援、助言、調査等にかかる費用を負担するものとする。
- (2) プロデューサーとの契約は、本プログラムの運営受託者（株式会社エーゼログループ）が行い、各種費用も運営受託者からプロデューサーに支払われるものとする。

6. 審査

提出された応募書類の内容に不備がないか事務局において確認を行う。審査会では、応募書類と当日のプレゼンテーションの内容をもとに、(2) の評価基準に従って審査を実施する。審査結果は翌日以降電子メールにて通知する。

なお、審査の内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議は受け付けない。

(1) 審査日時

令和6年11月8日（金） 13:00～17:00 の間で30分程度

プレゼンテーション10分、質疑応答20分

(2) 審査における評価基準

① 応募資格

「西栗倉村 TAKIBI プログラム参画事業者応募資格」を満たしているか

② 企画内容

- テーマ:事業の内容が募集テーマと合致しているか
- 新規性:これまで村になかった事業か
- 事業性:事業内容が明確であるか、明確で十分な規模の市場を設定しているか、十分な収益性(事業単体で3年後に売上規模2,000万円程度、最終的には1億円程度になる可能性)が見込めるか、村内で展開する既存事業との相乗効果があるか

③ 体制

事業遂行に必要な人員・組織体制があるか

④ プロデューサー

プロデューサーに期待する役割が明確であるか

7. 問合せ先

〒707-0503 英田郡西栗倉村影石 33 番地1

西栗倉村役場 産業観光課(担当:桂田)

電話:0868-79-2230

Mail:k-katsurada@vill.nishiwakura.lg.jp